

エアコンの写真を撮るのに「許可」が必要!?



この写真は、関西地区分会の情報（かんさい回覧板No. 82）に掲載したサービック第二事業所第3グループ（3G）詰所のエアコンを写したものです。

3G詰所のエアコンは、老朽化してサビだらけの水漏れが発生していましたが、ようやくエアコンの取り替えが行われました。情報は、エアコンが取り替えられたことを組合員などに知らせるため発行しました。

サービック本社「施設管理権があるので、管理者に無断での写真の掲載はやめてほしい」

施設管理権を悪用した東海労の組合活動に対する妨害だ！

サービック本社は、地本に対して「施設管理権があるので管理者に無断での写真の掲載は勘弁してほしい」と言ってきました。また、3Gの管理者から組合員に対して「施設管理権があるので許可を得てください」と言ってきました。

サービック本社や3Gの管理者が言うところの「施設管理権」の権利の一環として、「撮影を禁止したり、制限をかけたり」することができます。

しかし、3G詰所のエアコンの写真を撮ることが、はたして施設管理権を行使するほどのことでしょうか。

本社も管理者も「勘弁して欲しい」「許可を得て下さい」と柔らかな言葉遣いをしてますが、言っていることは「写真撮影する場合は管理者の許可を得ること」「許可のない写真を情報に掲載するな」と、あきらかに施設管理権を行使しています。

このような本社や管理者の言動は、いうまでもなく施設管理権を悪用した東海労の組合活動に対する妨害です。

参考として、撮影が違法となる可能性のあるケースの例を以下に挙げます。

「撮影が禁止されているもの、場所」「芸術的なもの（→著作物に該当）」「見た目自体を秘密にしている場合」「店員、お客様の顔など人物が特定できる場合」です。

以上の例からしても、「職場の詰所のエアコン」の撮影は違法なのでしょうか？施設管理権を行使してまで管理者の許可が必要なのでしょうか？

組合員と管理者のやりとりで、組合員から「写真の許可を取ったら許可をしてくれるのか」に対して、管理者は「…（沈黙）」です。このことから、施設管理権を悪用した東海労の組合活動に対する妨害であることは間違いありません。

サービック本社は、施設管理権を悪用した東海労の組合活動に対する妨害はやめろ！